

路線名
区
間
の変更別
変更後前
(メートル)
敷地の幅員
延長
(メートル)

福島県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

2 1
保安林の指定施業要件を変更したこと。
当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年福島県告示第九号）によること。

一 所在の不分明な者の氏名

福島県告示第八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第二百八十九条の規定により当該通知の内容を浅川町役場の掲示場に掲示した。
当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和八年二月十七日

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月十八日から
同年三月九日まで (二十日間)
縦覧の場所
田村市役所

福島県告示第八十五号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。		令和八年二月十七日	
区 域 名	区 域	変更後	変更前	A	B
小田原沢	相馬市山上字小田原	双葉郡大熊町大字熊川字八坂二六九番二地先から同郡同町大字小入野字東平一三〇番一地先まで	双葉郡大熊町大字熊川字八坂二七五番一地先から同郡同町大字小入野字東平一三一一番一地先まで	三・〇・〇 三〇・〇	一〇・〇 九五・〇
柄平沢	双葉郡浪江町大字赤字木字柄平	双葉郡大熊町大字熊川字八坂二六九番二地先から同郡同町大字小入野字東平一三〇番一地先まで	双葉郡大熊町大字熊川字八坂二七五番一地先から同郡同町大字小入野字東平一三一一番一地先まで	二、二三二一・一 一、六八〇・〇	二、二二七・六 一、六六〇・〇
土石流	土石流	福島県知事 内堀雅雄	（道路計画課）	三・〇・〇 三〇・〇	一〇・〇 九五・〇
	次の図のとおり	区域の範囲			

二 土砂災害特別警戒区域												
土砂災害の発生												
区域の範囲及び 自然現象により												
西平D	旭ヶ丘	野上	井戸神沢	小高瀬迫C	牛の舌	塩浸B	中平B	堂ノ下沢	西之内	下津島沢	松木山	冷田沢2
同 郡同 町大字大川原字西平	同 郡同 町大字野上字旭ヶ丘	同 郡同 町大字野上字旭ヶ丘	同 郡同 町大字高瀬字小高瀬	久 同 郡同 町大字下津島字大和	同 郡同 町大字赤字木字塩浸	同 郡同 町大字赤字木字中平	同 郡同 町大字南津島字中下	内 同 郡同 町大字南津島字西ノ	同 郡同 町大字下津島字松木	山 同 郡同 町大字南津島字上冷	田 同 郡同 町大字赤字木字前田	同 郡同 町大字赤字木字前田
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覽に供する。）

公 告

公告第四十弐

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十一一条第一項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和八年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類 名 称	肥料の 保証成分量 (%)	その他の 規 格	氏名又 は名称	住 所	登録の有 効期限
837	混合有 機質肥 料	10.0	1.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他の の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コ ーポラ ス株式 会社 段北一丁 目8番10 号	東京都千 代田区九 番地 令和11年 3月15日

（農業総合センター）

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和八年二月十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の

一部を次のように改正する。

別表第一県立学校の項中「船引高等学校（船高） 小野高等学校（小野高）」を「あ

ぶくま柏鵬高等学校（あ柏高）」に、「平商業高等学校（平商高）」を「いわき商業情報高等学校（い商情高）」に、「四倉高等学校（四高） 双葉高等学校（双高）」を「双葉高等学校（双高）」に、「猪苗代支援学校（猪支）」を「猪苗代支援学校（猪支）」みなみあいづ支援学校（み支）」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和八年一月十七日

福島県教育委員会

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則（令和二年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和二年文部科学省告示第一号」を「令和七年文部科学省告示第百十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（職員課）